

自民党改憲草案と現憲法 対照表

主要問題箇所抜粋

赤文字は注目ポイント 青文字は解説

自民党改憲草案	現・日本国憲法
<p>(前文)</p> <p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>
<p>第一章 天皇</p> <p>(天皇)</p> <p>第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>(国旗及び国歌)</p> <p>第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。</p> <p>2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</p> <p>(元号)</p> <p>第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。</p>	<p>第一章 天皇</p> <p>第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。 天皇が元首となり国民主権と真正面からぶつかる。</p> <p>〔新設〕 個人の心に直結することを義務にするのだろうか。憲法で規定することではない。この条文によって、「君が代伴奏拒否」や「不起立」は堂々と処分できる。</p> <p>〔新設〕</p>
<p>第二章 安全保障</p> <p>(平和主義)</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p>	<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>

自民党改憲草案	現・日本国憲法
<p>(国防軍) 第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。 2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。 3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p> <p>(領土等の保全等) 第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>	<p>これらが完全に削除され、代わりに自衛権（日米安保を背景とした集団的自衛権を意味する）を挿入した。政府自民党は一貫して個別的自衛権にはついては触れない。つまり、アメリカとの共同軍事行動のみを想定している。（アメリカに対しても個別自衛権を行使できるとは決して語らない。つまりこの9条二項の変更は、事実上のアメリカ属国宣言である。）これまでは、この項目によって、アメリカからの共同軍事行動の要請を拒否できていたが、それそのものが消滅するので、派兵・出兵をアメリカから要請されたなら、日本国は従うほかは無い。世界で戦争・戦闘を繰り広げるアメリカの戦争に際限なく巻き込まれていく。アメリカにとっては、日米同盟（血の同盟）の最大の妨げがこれまでの9条二項であり、この削除こそが、アメリカの国際軍事展開にとっての悲願であった。</p> <p>〔新設〕 現行憲法第九条二項を削除し、代わりにこの「第九条の二」を新規に入れた。この条文で戦闘、戦争をさせないという明確な歯止めが現行憲法から消滅することになる。 「国際的に協調して行われる活動」と称し、米軍下請けの戦闘が海外で可能な根拠となる。そして、派遣先は戦場。もはや「非戦闘地域」などの縛りは、まったく通用しなくなる。</p> <p>もともと公務員には、守秘義務が課せられている。現行の裁判制度にかけただけで必要十分。これだと、公務員が国防軍の審判所、軍法会議にかけられ処罰されることになる。ひとたび軍が設置されたら、すべてに優先されるのが常。裁判所への上訴権保障とあるが、そうした状況の中で確保できるか？</p> <p>〔新設〕 どうしても国民を巻き添えにしたいようだ。是非は別に、なくても必要十分であり、趣旨は表現できる。</p>
<p>第三章 国民の権利及び義務 (日本国民) 第十条 日本国民の要件は、法律で定める。</p> <p>(基本的人権の享有) 第十一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p>(国民の責務) 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責</p>	<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p>第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。</p> <p>第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。 「妨げられない」と「享有する」では意味がちがう。また、将来にもわたる普遍性を具体的に書くことを避けている。第九十七条と関連して着目されたい。</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつ</p>

自民党改憲草案	現・日本国憲法
<p>任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</p>	<p>て、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。現憲法の「公共の福祉」（みんなの幸せ）は、人権は他対し、「公の秩序」とは、国家が決めた範囲で権利を主張せよという思想。</p>
<p>（人としての尊重等） 第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>	<p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 個人の個という文字が消えている。生き物としての人間は尊重するが、個人の存在は認めたくない。一般論は尊重するが、個別・個人は別ということか。</p>
<p>（公務員の選定及び罷免に関する権利等） 第十五条 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。 2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 3 公務員を選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。 4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。</p>	<p>第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。 ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。 ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。 「すべて」も削除、「禁止」という強い制限も撤廃された。保留・例外事例を想定しているのだろう。</p>
<p>（身体の拘束及び苦役からの自由） 第十八条 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。 2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p>	<p>第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。 「社会的・経済的（内容が不明だが）」の場合を限定して「拘束されない」としているが、それ以外の場合には拘束することがあるのだろうか。わざわざ条件を入れてきたからには思惑があるはず。もし、「政治的」に拘束されることがあるとなると様々な問題が生じてくる。 また、自民党が検討を始めている徴兵制との関係も考えられる。「徴兵は憲法が禁止する奴隷的拘束にあたるかどうか」という長年の議論を根こそぎ無効化してしまう。</p>
<p>（思想及び良心の自由） 第十九条 思想及び良心の自由は、保障する。</p>	<p>第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 「国が侵してはならない」と「国が保障する」では、意味がまったく違う。それに、強い禁止がなくなるので、これだと、時と場合によっては制限し、侵すことがあると読める。「侵すつもりはない」のなら、わざわざ他の用語に置き換える必要はないはず。</p>
<p>（信教の自由） 第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</p>	<p>第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。 ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。 追加の部分こそが問題。社会儀礼・習俗行為とは何か。これは自衛官合祀違憲裁判などに代表される「靖国問題」の核心的問題である。</p>

自民党改憲草案	現・日本国憲法
<p>(表現の自由) 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。 3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p> <p>(家族、婚姻等に関する基本原則) 第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <p>(財産権) 第二十九条 財産権は、保障する。 2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。 3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。</p> <p>(拘留及び拘禁に関する手続の保障) 第三十四条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。 2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。</p>	<p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 〔新設〕この条文一つで、デモやインターネット上の表現など、ありとあらゆることに網をかけ、一網打尽にできる。言論統制そのもの。 ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p> <p>〔新設〕 家族の規定、定義、役割。これは、そもそも憲法で規定しなければならないことだろうか？ 家族の助け合いを義務づけ、福祉予算の削減をねらう。 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <p>第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。 法の意味が替わってくる。この変更だと、個人の財産に手を突っ込むことが可能となるのではないか。 ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。</p> <p>第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。 これだと、いくら権利を主張しても、拒否されたらおしまいである。微罪で逮捕し、長期間拘留して自白を強要する捜査方法を助長し、えん罪が増加する。現憲法下では、拘禁理由の開示を拒否できない。</p>
<p>第四章 国会 ●略 第五章 内閣 (内閣と行政権) 第六十五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。</p> <p>(内閣の構成及び国会に対する責任) 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。 2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役軍人であってはならない。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p>	<p>第五章 内閣 第六十五条 行政権は、内閣に属する。 「特別の定め」とは何を想定しているのだろうか。</p> <p>第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。 ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。「文民」の縛りが消えた。これだと、総理大臣も他の大臣も、昨日まで軍人だったものが就任できることになる。文民統制という考え方が消滅。 ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。</p>

第六章～第八章●略

第九章 緊急事態

(緊急事態の宣言)

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

〔新設〕

3・11 大震災の教訓を踏まえてということなら、最も最初に「大規模な自然災害」が来るのかと思えば「内乱・社会秩序の混乱」が来ている。趣旨がおかしいのではないか。内乱だ、社会秩序を乱す行為だと宣言すれば、軍隊を動かせるようにしている。

「緊急事態だ！」と一声、宣言さえすれば、あとはフリーハンドで政令をつくり（国会とは関係なしに）、全てが可能となる。もちろん、そのような状態のもとで、人権は消滅する。全権委任法と同じ効果を持つ、恐るべき条文

強権力に対して「拒否できない」としながら、同時的に、基本的人権については最大限に尊重するというあたりが詭弁的である。

第十章 改正

第一百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

「有効投票の」を追加して敷居を下げた。この「有効」がクセモノ。その気になれば投票率を下げ、「無効票」をどんどん弾くことで、分母をいくらでも小さくすることができ、「過半数」を創り出すことが容易になる。選挙のついでに国民投票をやれば前回の総選挙・今回の

自民党改憲草案	現・日本国憲法
<p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p>	<p>参議院選挙のように投票率が6割切ることもあり、その中の有効投票に絞れば、さらに改定しやすくなる。</p> <p>② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p> <p>「国民の名で」が消えている。ここでも天皇の優位を強調しようとする意図が働く。</p>
<p>第十一章 最高法規</p> <p>〔削除〕</p> <p>(憲法尊重擁護義務)</p> <p>第百二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</p> <p>2 国会議員、国务大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p>	<p>第十章 最高法規</p> <p>第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p> <p>まるまる全てが削除された。人権に関する思想の、最も重要な項目。しかも、これから生まれてくる人たちに対しても侵してはならない、と普遍的な意味を込めている。そもそも、現憲法では、基本的人権を制限するような改正をさせないという意志が現れていた。しかし、それをぱったり切り捨てることによって、人権に関する思想の根本が変更されたということであり、将来は、さらに人権を制限することを想定していると思われる。</p> <p>これは全く逆。憲法を守るのは国家・政府の方であつて、それを守らせるのが国民！それを立憲主義という。その精神さえ、根底から覆す内容となっている。これは、文言の問題でなく、法思想の転換である。</p> <p>第九十九条 天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p> <p>天皇が削除されたので、天皇は憲法に縛られることもなく憲法のその上に立つということか。前文で「天皇を戴く国家であつて」と書き、第一条で元首と明記されたので、横でも下でもなく国民の上に位置することを想定しているのだろう。</p> <p>前文で国民に主権があると言っているが、身分の違いが規定されていることになる。ただでさえ、天皇存在は矛盾を孕んでいる問題なので、現憲法では「天皇は象徴だ」として、あくまでもこの国で一番偉いのは「国民だ」と国民主権を謳っている。</p>